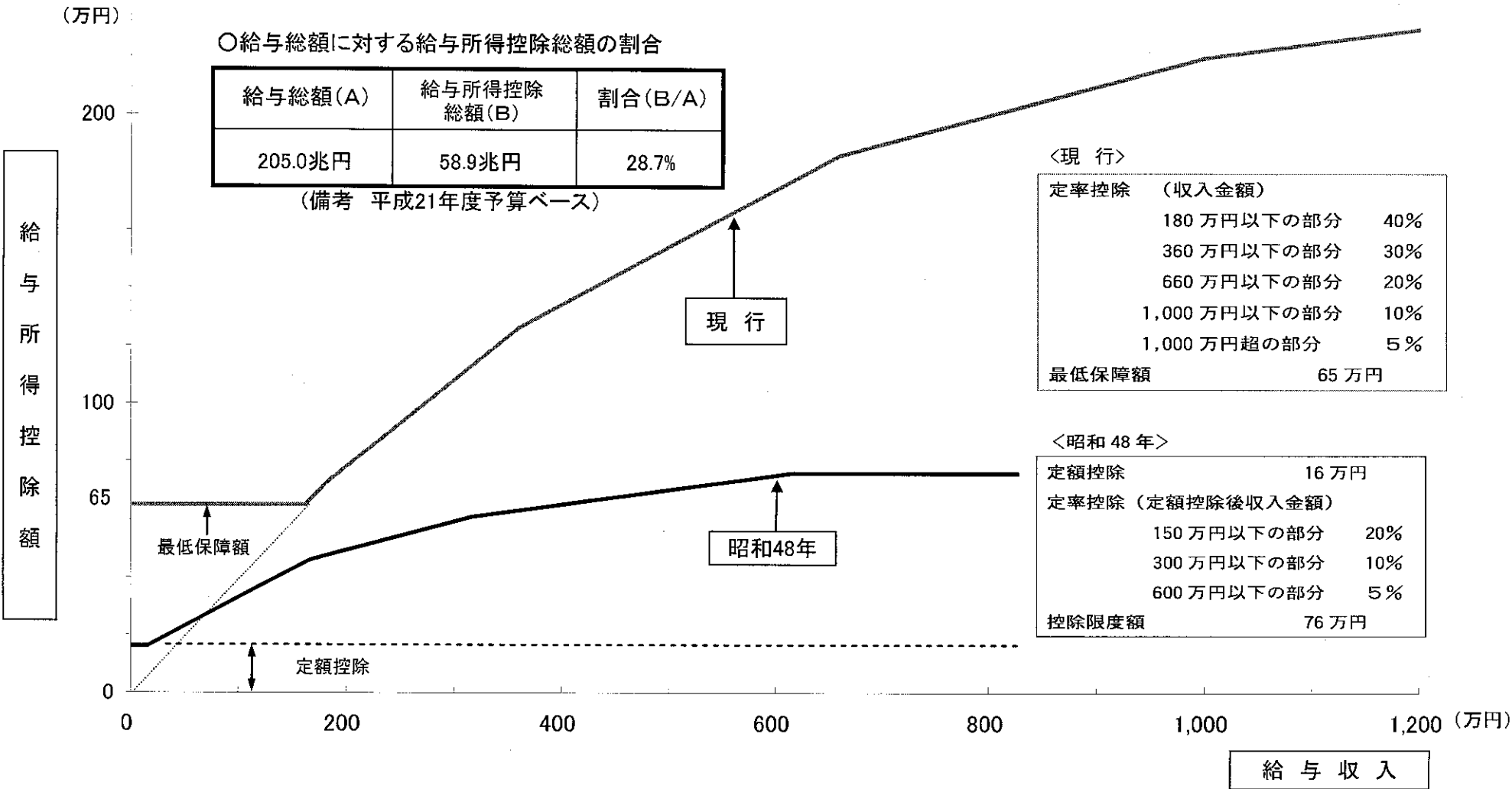
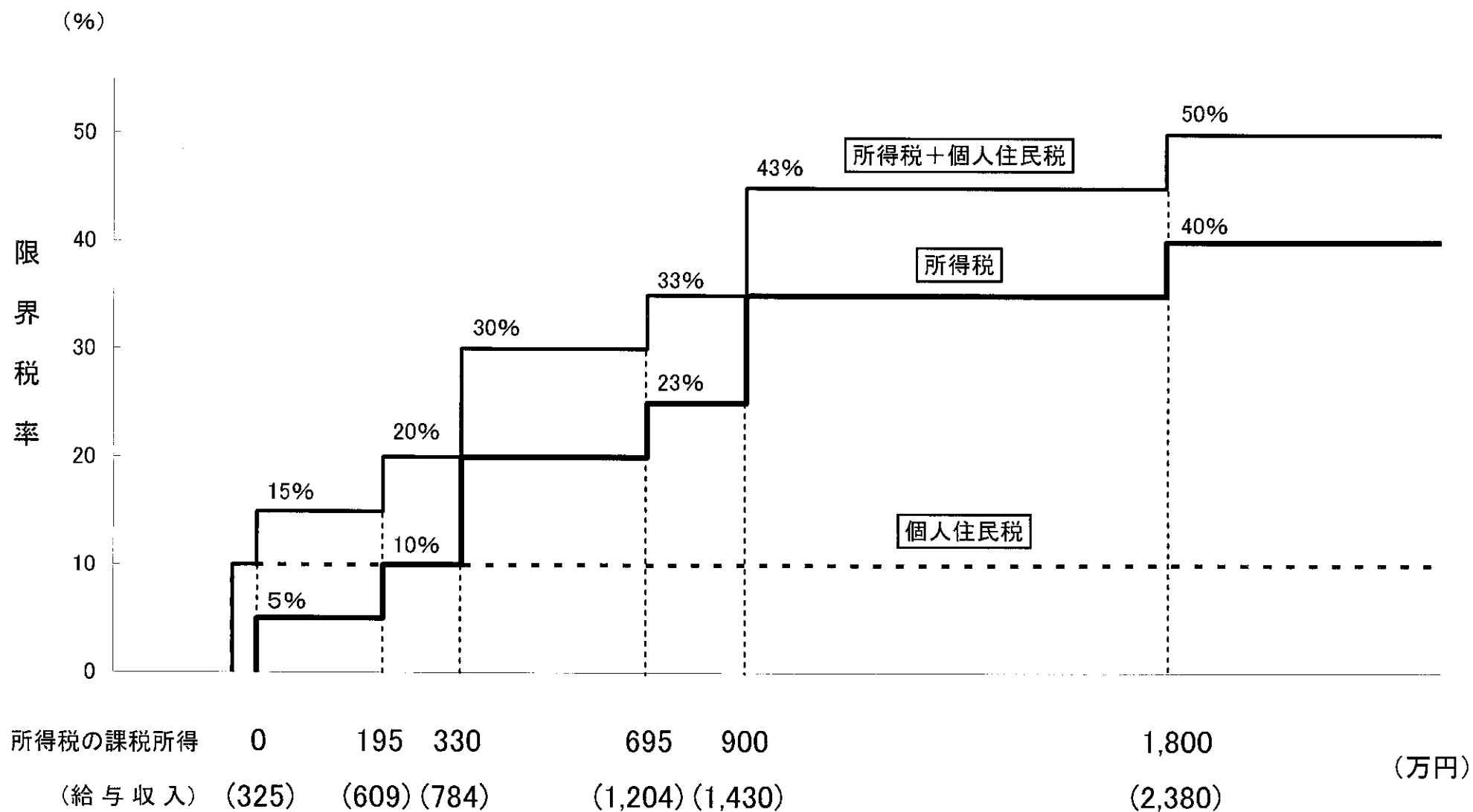


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



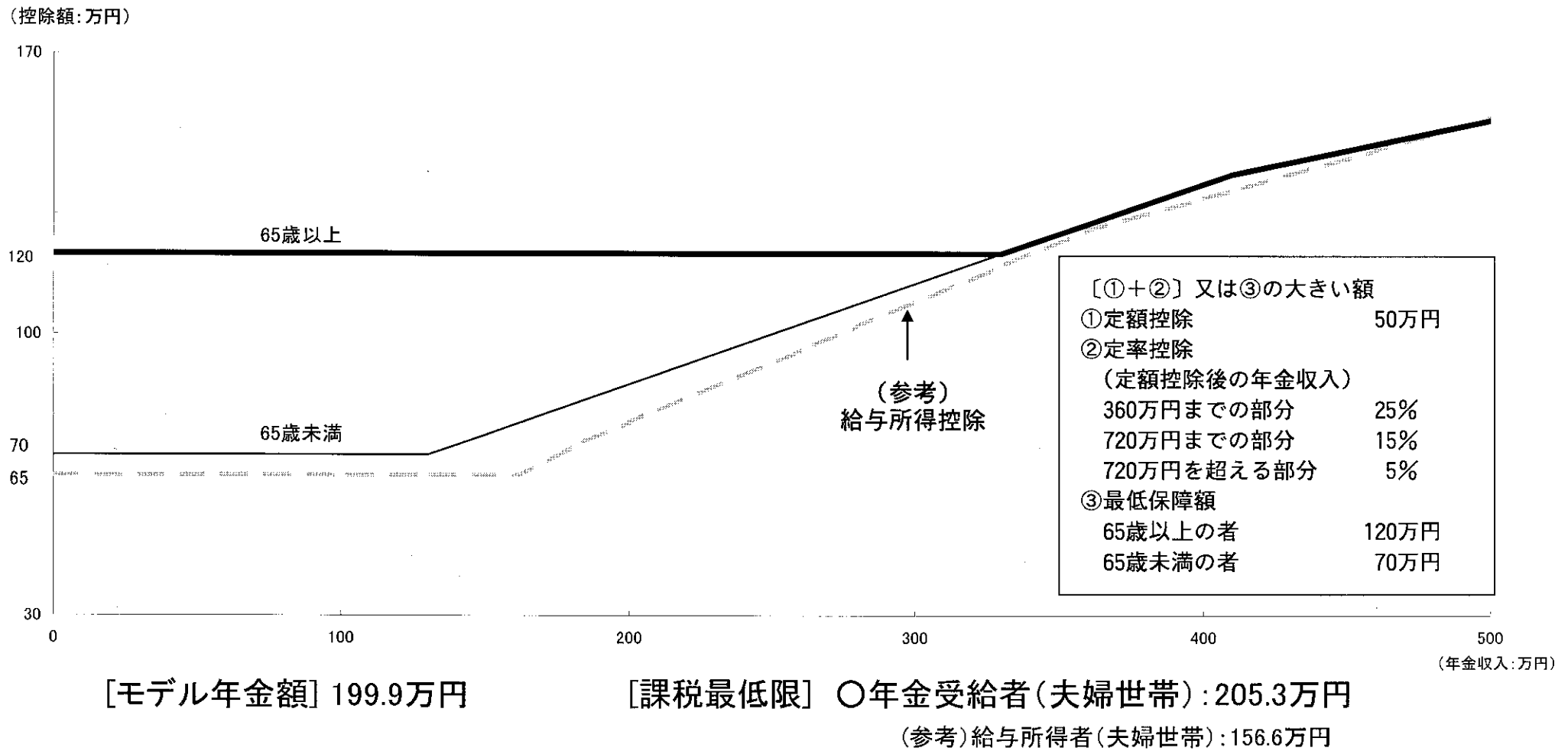
所得税・個人住民税の税率構造



(注) ()内は夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族に該当する場合の給与収入である(万円未満四捨五入)。

公的年金等控除制度の概要

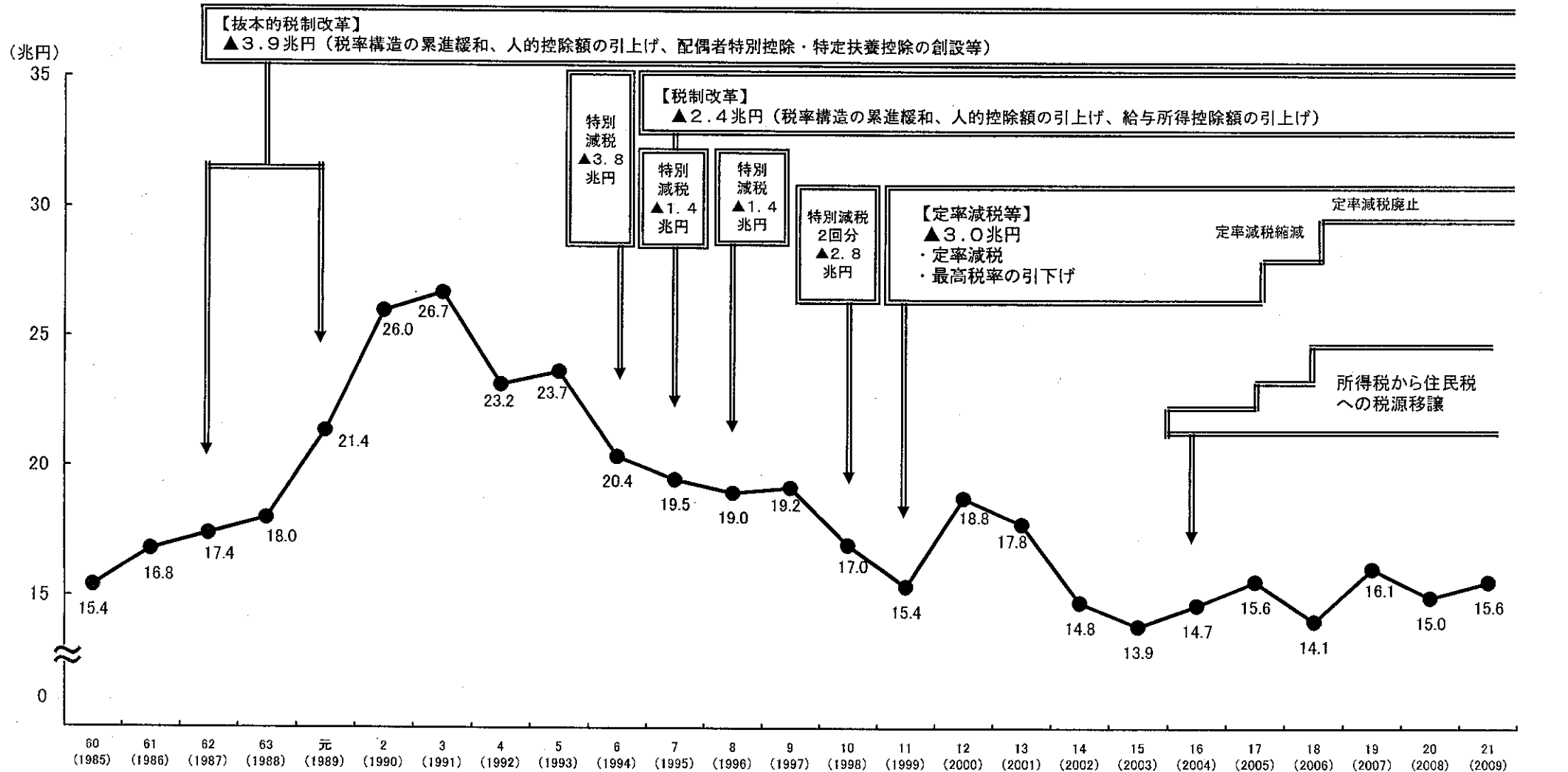
○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。



(注)1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(20年度物価スライド実施後)である。
 2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。
 3.課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

所得税の主な改正と税収の推移

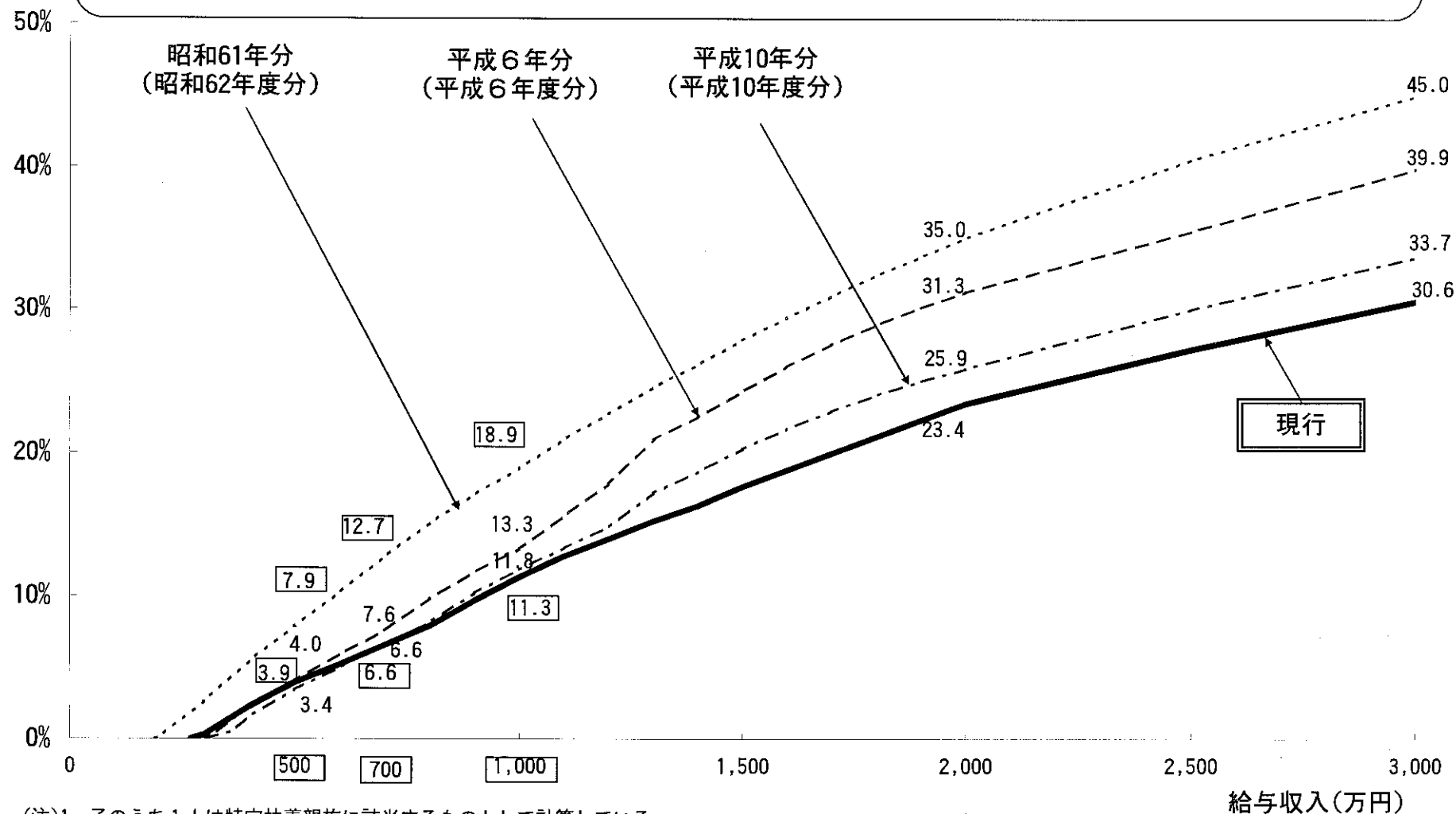
- 昭和62・63年や平成6年に税率構造の見直しや人的控除額の引上げが行われるなど累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- この間、所得税収は、平成3年度の26.7兆円をピークに、20年度の実績は15.0兆円となっている。



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%

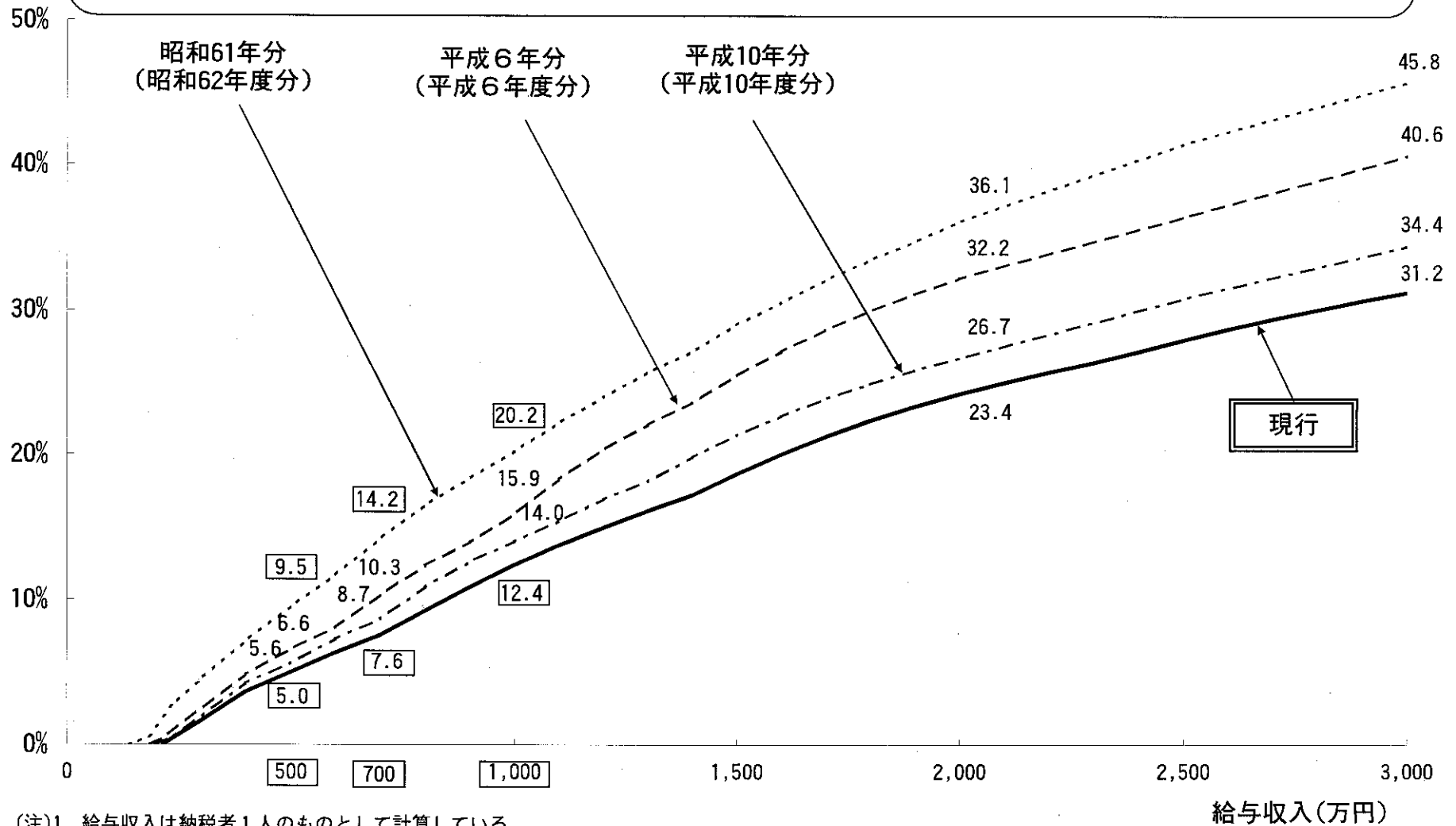


- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

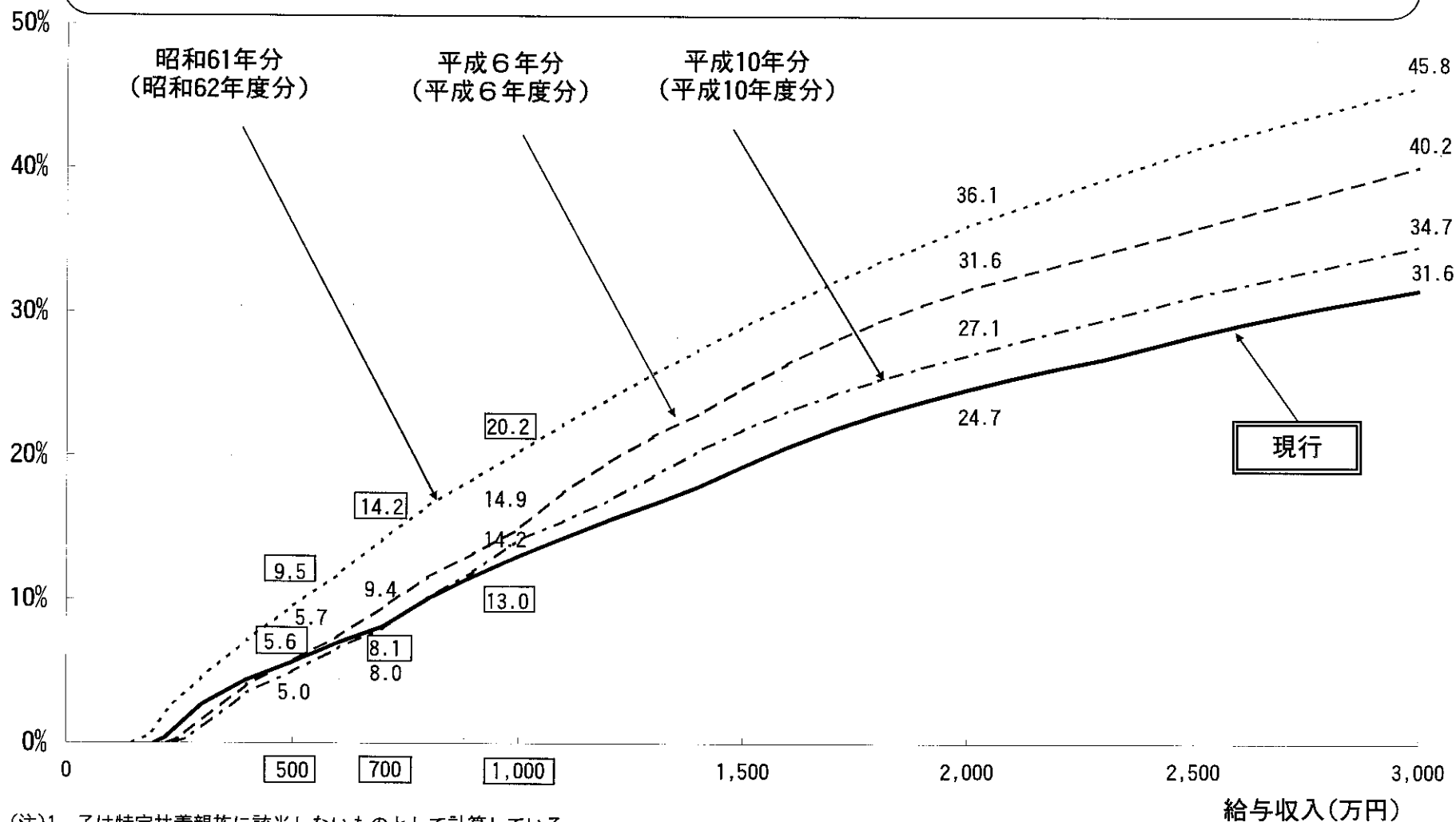
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 7.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 12.4%



(注)1. 給与収入は納税者1人のもので計算している。
 2. 納税者1人が子を2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)とも扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(専業主婦)の給与所得者)

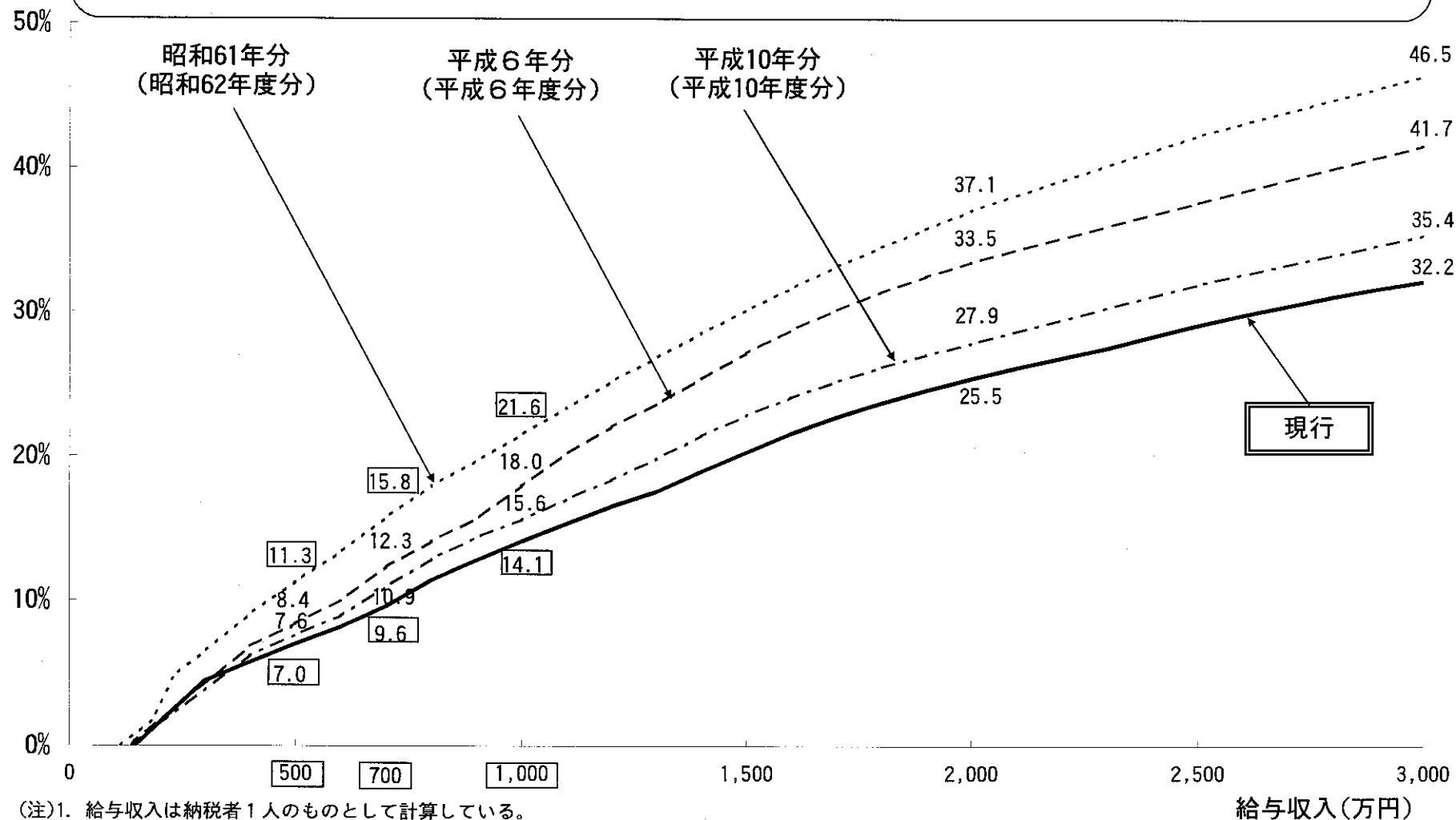
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.6%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 8.1%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 13.0%



(注)1. 子は特定扶養親族に該当しないものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(共働き)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%

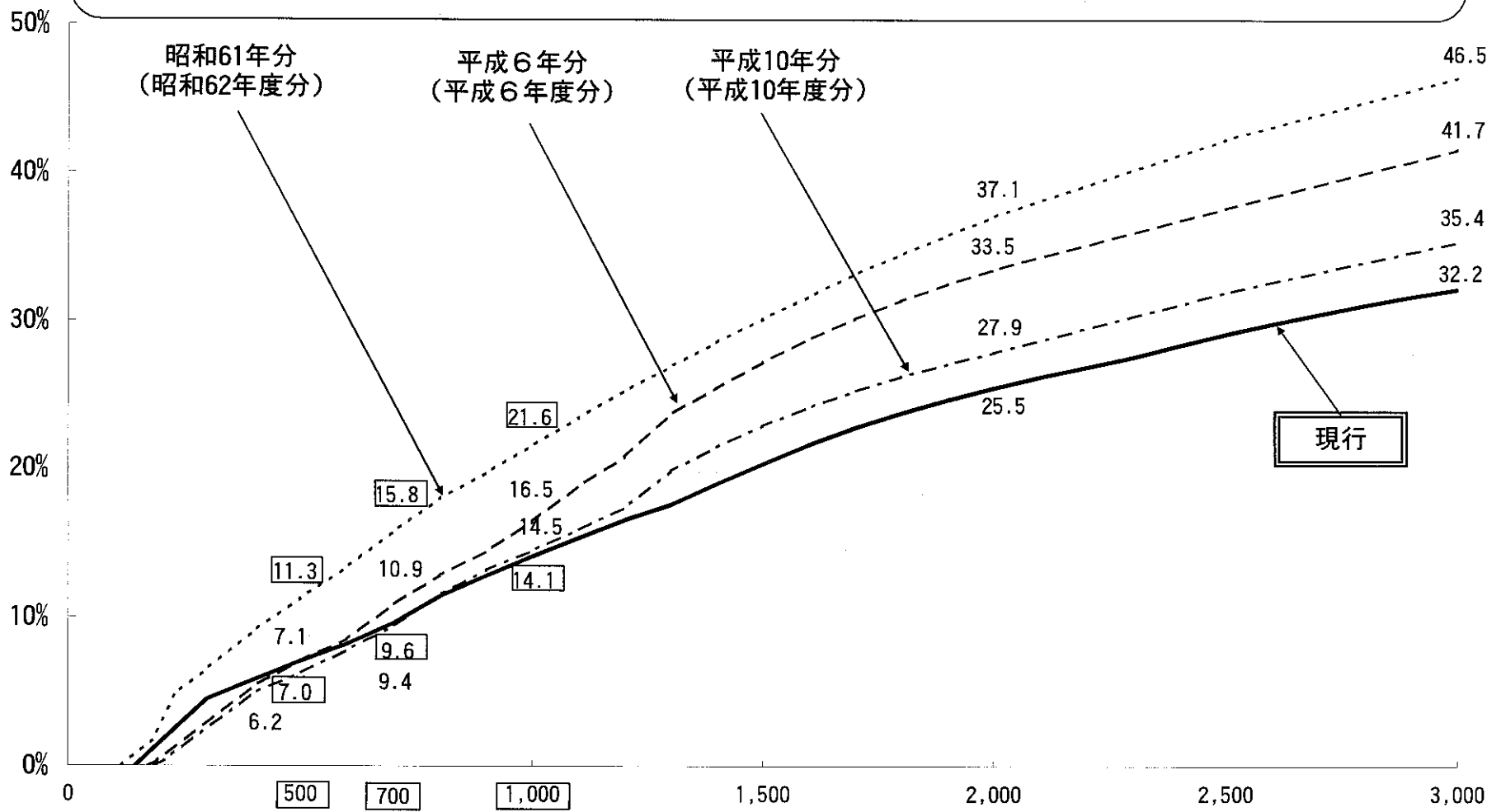


- (注)1. 給与収入は納税者1人のもので計算している。
 2. 納税者1人が子(特定扶養親族に該当しない)を扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%



(注) 1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。